

令和6年度 低所得世帯等給付金 について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている市民の生活や暮らしを支援するため、令和6年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

①住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯給付金

【支給対象世帯】

基準日(令和6年6月3日)において、津久見市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税「非課税」か「均等割のみ課税者」で構成される世帯、または「均等割のみ課税者」と非課税者で構成される世帯。(支給対象と思われる世帯には、6月末に「確認書」を送付しています。)

※支給対象世帯であっても、令和5年度非課税世帯給付金(7万円)及び均等割のみ課税世帯給付金(10万円)の支給対象世帯であった場合は、今回の給付金は支給対象外となります。

※「確認書」が届いている世帯は、必要事項を記入の上、提出をお願いします。

※住民税の申告をされていない方、もしくは世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯は対象外となります。

【支給金額】 1世帯あたり10万円

②こども加算

【支給対象者(支給額)】

①の該当世帯で、18歳以下の児童を扶養している場合、1人あたり5万円を支給します。

※対象者と思われる世帯には、6月末に「確認書と申請書」を送付しています。)

【問い合わせ】 社会福祉課 ☎0972-82-9519

後期高齢者医療広域連合から歯科口腔健診のお知らせ

○歯科口腔健診の実施について

大分県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、肺炎等の感染症や口腔機能の低下を予防するため歯科口腔健診を実施します。

お口の中の健康は、いきいきとした生活を送るためにも重要ですので、歯科口腔健診を受けましょう。

【対象者】 大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える方(対象者には、6月末に歯科口腔健診受診券・問診票、実施機関一覧を送付しております。)

【検査項目】 問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ状態、口腔内の状況、歯周組織の状況、飲み込み機能の状況

【実施期間】 令和6年7月1日から令和6年12月28日まで

【実施機関】 大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関
健診を受診する際は、事前予約が必要です。

【持参するもの】 ①被保険者証(カード)、②歯科口腔健診受診券・問診票(A4用紙1枚 両面印刷)
※被保険者証や歯科口腔健診受診券・問診票を持参しないと受診できない場合があります。
お手元ない場合は、広域連合までお問い合わせください。

【費用】 歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料です。
※健診にて治療が必要と診断された場合の治療費については、自己負担となります。

【問い合わせ】 大分県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健係 ☎097-534-1771(代表)